

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

〔 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス
強化促進加速化事業 〕

（２）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

①再生可能エネルギー事業者支援事業費

〔 駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備
（ソーラーカーポート）の導入を行う事業 〕

公募概要

令和4年5月9日改正

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 事業の目的と性格

2. 公募する事業の対象等

＜補助対象事業の要件＞

＜補助金の交付額＞

＜補助金に応募できる者＞

＜補助対象設備＞

＜補助事業期間＞

3. 補助対象事業の選定

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

5. 応募方法について

6. お問い合わせ先

◆ 本補助事業は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」
- ・①再生可能エネルギー事業者支援事業費交付規程

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求められますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

◆本補助事業は、

本補助事業は、駐車場を活用したソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）や蓄電池の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行うことを目的としています。

1. 補助事業開始は、交付決定日以降となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 環境省からの調査や情報提供依頼について、協力してください。
4. 本補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
5. これらの義務を十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2.1 補助対象事業の要件

- (1) 駐車場を活用したソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）や蓄電池の導入を行う事業であること。
- (2) 発電量の50%以上を導入場所の敷地内で自家消費すること。
- (3) 本補助金を受けることでの導入費用が、以下を下回るものであること。

10kW未満	: 34.88万円/kW
10kW以上50kW未満	: 30.35万円/kW
50kW以上	: 20.59万円/kW
- (4) PCSの最大定格出力が5kW以上であること。積載率1以上であること。
- (5) 事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させること。
- (6) FIT制度又はFIP制度による売電を行わないこと。

2.1 補助対象事業の要件

(3) 導入費用の計算方法

C-2 経費内訳表で

- ・太陽光発電設備等の補助対象経費 …… (A)
- ・定置用蓄電池の補助対象経費
- ・車載型蓄電池、充放電設備、充電設備の補助対象経費

※いずれも工事費込み

を分けて記載してください。

$$[(A) \times 2/3] \div \text{PCSの最大定格出力} = \text{導入費用}$$

導入費用が下表の値を下回ることが必要です。

パワーコンディショナ出力 P (kW)	10kW未満	10 kW以上 50 kW未満	50 kW以上
導入費用 (万円/kW)	34.88	30.35	20.59

2.2 補助対象設備

(1) 補助対象設備

- ・ **太陽光発電一体型カーポート：**

太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、PCS、配線

- ・ **太陽光発電搭載型カーポート：**

太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、PCS、配線

- ・ **定置用蓄電池：**

次ページに示す目標価格及び蓄電池の条件に適合するもの。

- ・ **車載型蓄電池：**

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車。外部給電が可能なもので、充放電設備を導入する場合に限る。

- ・ **車載型蓄電池の充放電設備又は充電設備：**

条件に適合するものであること。

2.2 補助対象設備

(2) 定置用蓄電池について

- 蓄電池にかかる費用が下表の目標価格を下回ること

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格（工事費込み） 〔万円/ kWh〕
産業用	4800Ah・セル以上	19
家庭用	4800Ah・セル未満	15.5

- 主な用途が本事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。

※定置用蓄電池の条件については公募要領「**2.2補助対象設備**」の「(2) 定置用蓄電池について」を参照ください。

2.2 補助対象設備

(3) 車載型蓄電池

外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（令和3年度補正予算「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」の令和3年度補正予算における補助対象車両・設備の補助額（当協会ホームページに掲載）の車両）で、かつ、**充放電設備と同時に導入する場合に限る。**

(4) 充放電設備

主に本補助事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を、平時において駐車場を利用する電気自動車（補助対象となる車載型蓄電池に限らないが、車載型蓄電池を導入する場合は必須）に供給するとともに、その自動車から施設に電力を供給する場合に限る。

補助対象となる充放電設備は、令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）（以下「CEV補助金」という。）のV2H 充放電設備の「補助対象一覧」（当協会ホームページに掲載）の設備に限る。

2.2 補助対象設備

(5) 充電設備

主に本補助事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を、平時において駐車場を利用する電気自動車（補助対象となる車載型蓄電池に限らない）に供給する場合に限る。

補助対象となる充電設備は、令和3年度CEV補助金の「令和3年度補助対象充電設備型式一覧表」（当協会ホームページに掲載）の設備に限る。

(6) 災害時の対応について

- 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
- 太陽光発電設備や定置用蓄電池は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「JIS C 8955：2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」や「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

2.3 補助金の交付額

補助対象経費の3分の1（補助金交付額の上限は1億円）
ただし、車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備の補助率は
下記のとおり。

①**車載型蓄電池** …… 蓄電容量(kWh) ÷ 2 × 4万円

（上限は「補助対象車両一覧」の車両ごとの補助金交付額）

※蓄電容量に用いるkWhは、1台ごとに小数点以下切捨てとする。

②**充放電設備** …… 補助率2分の1

（上限はV2H 充放電設備の「補助対象一覧」の設備ごとの補助金
交付額）

③**充電設備** …… 補助率2分の1

（上限は「令和3年度補助対象充電設備型式一覧表」の設備ごとの
補助金交付上限額）

2.4 補助事業期間

- 補助事業期間は単年度
- 各年度の実施期間は、原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月31日まで

2.5 補助金に応募できる者

本補助事業について応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とし、（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。）。

- （１）民間企業
- （２）独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
- （３）地方独立行政法人法第21条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- （４）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- （５）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- （６）医療法第39条に規定する医療法人
- （７）特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- （８）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- （９）その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3. 補助対象事業の選定

以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。
(ア、イは必須項目。それ以外は加点項目)

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
 - イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
 - ウ 再生可能エネルギーの自家消費比率が大きいのか。
 - エ 事業による直接的なCO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。
 - オ 防災協定等が締結され、災害時に太陽光発電の電力が地域で活用できるか。
(定置用蓄電池、車載型蓄電池を導入する場合に限る)。
 - カ RE100、再エネ100宣言RE Action、Science Based Targetsの推進に資するものであるか。
- 以下に該当する事業については、優先採択を行います。
- ・ 定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備を導入する事業
 - ・ 地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域で実施する事業

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（１）

補助対象経費は、事業を行うために直接必要な以下の経費が
補助対象経費（公募要領の別表第 1 の第 3 欄）

＜補助対象経費の範囲＞

補助事業を行うために必要な工事費

（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、
設備費、業務費及び事務費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（２）

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 駐車場の整備費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
- ・ 建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（3）

＜補助事業における利益等排除＞

- 本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
 - このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。
- ※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

4.2 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

- 補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(4) 補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(6) 補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）に精算払請求書を提出していただきます。その後、EICから補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

補助事業者は、取得財産等について、

- ①環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（本補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）してはならない。
- ③上記期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度を登録してはならない。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(2) 余剰電力を売電する場合

- 施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度に該当しなければ売電することができます。
- その場合、売電により得られた収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

4.3 補助事業完了後における留意事項

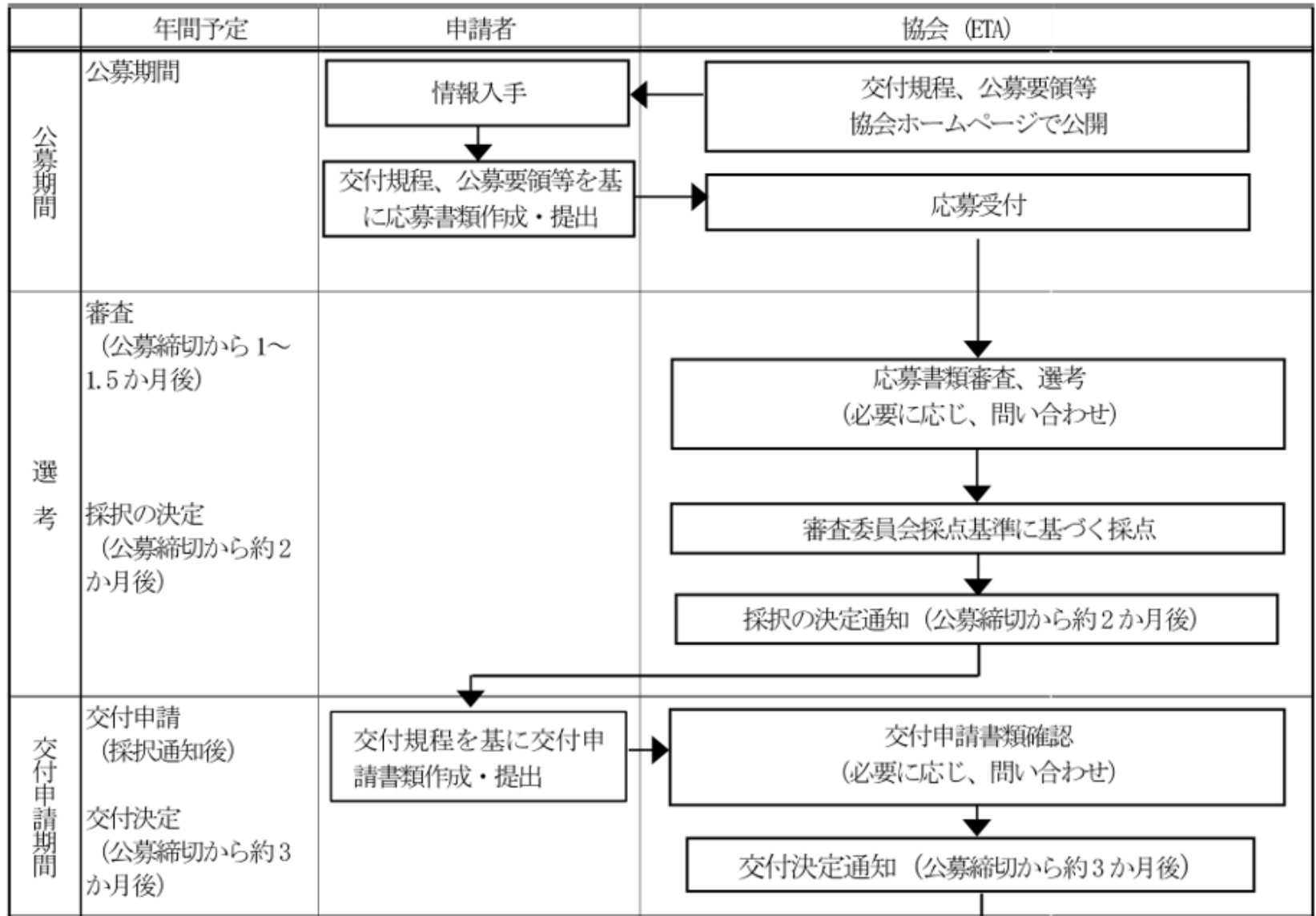
(3) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。
- 環境省は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施しますので、補助事業者は、環境省又は環境省から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

(4) 事業報告書の作成及び提出

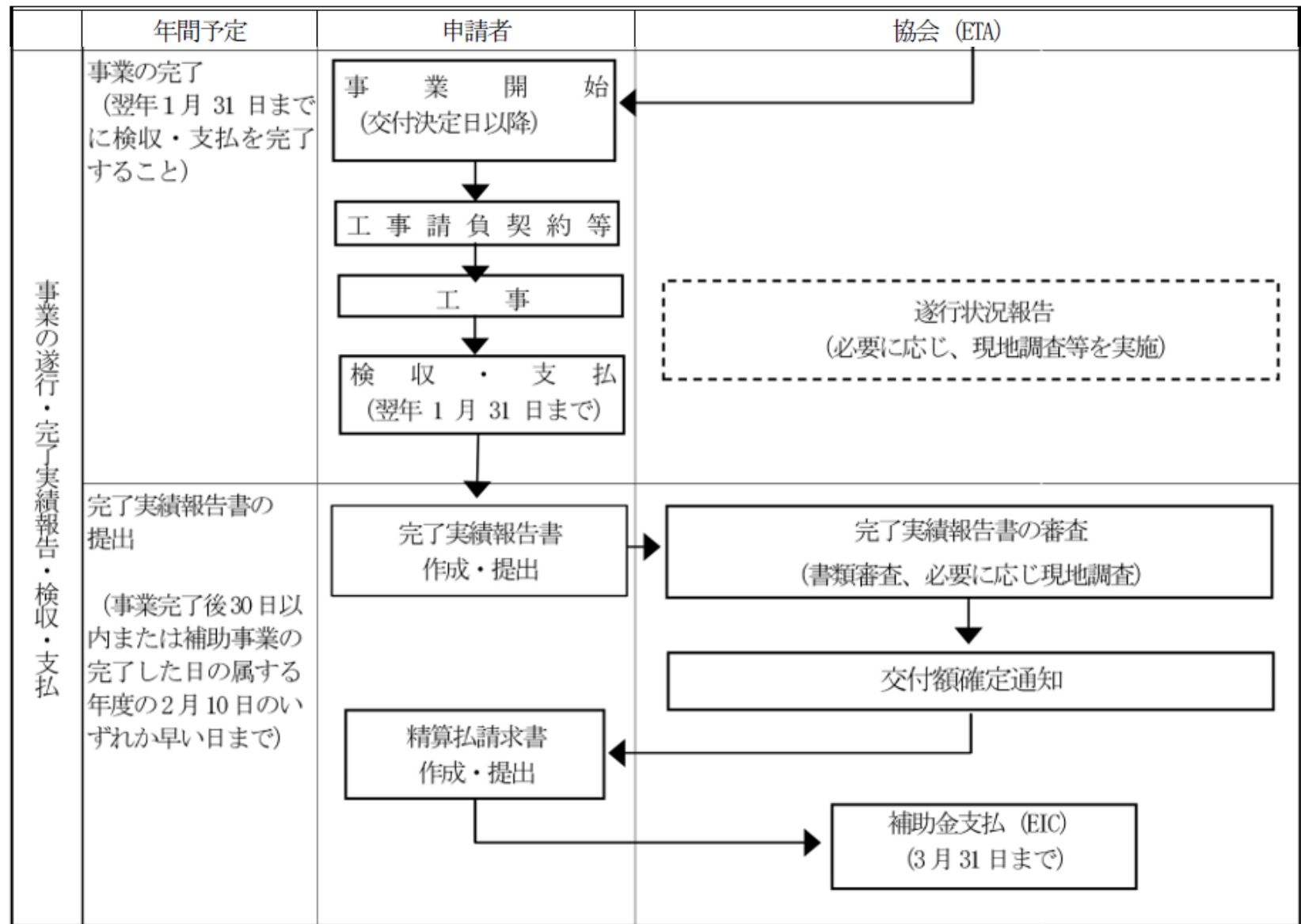
- 補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について環境大臣に提出してください。
- 補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

4.4 事業実施のスケジュール



4.補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

4.4 事業実施のスケジュール



【応募書類概要】

A.申請書	
A-1	様式 1 応募申請書
A-2	提出書類チェックリスト
B.実施計画書	
B-1	別紙 1 実施計画書
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の地図と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること
B-3	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害） ●対象施設の位置が分かるように印をつけること ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること
B-4	事業の実施体制表
B-5	事業の実施スケジュール
B-6	導入を予定している設備内容（仕様書を含む） ●導入予定設備の一覧表、仕様書、配置図 ●単線結線図、システム図 ●導入設備の図面、カタログなど ●導入設備の耐風、耐雪、耐震計算書など
B-7	導入量算出表（定置用蓄電池を導入する場合のみ提出）
B-8	運用説明資料（太陽光発電設備及び定置用蓄電池が災害時に稼働する場合のみ提出）
B-9	施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠

B.実施計画書

- | | |
|------|--|
| B-10 | 発電量・CO2削減効果の算定根拠
●ハード対策事業計算ファイルまたは任意様式の計算書、年間発電量シミュレーション結果などを添付 |
| B-11 | ランニングコスト算定根拠 |

C.経費関係書類

- | | |
|-----|--|
| C-1 | 別紙2 経費内訳 |
| C-2 | 経費内訳表 |
| C-3 | 見積書
●金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付すること
●項目・金額が C-2 に正しく転記されていることを確認すること |
| C-4 | 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト |

D.その他の資料

- | | |
|-----|--|
| D-1 | 会社の概要
●代表事業者・共同事業者の概要が分かるパンフレット等を添付すること |
| D-2 | ●代表事業者の法人登記全部事項証明書（写し） |
| D-3 | 代表事業者の財務内容に関する書類
●代表事業者の単体ベースの直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること |
| D-4 | その他参考資料
●借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置契約書の提出は不要）
●防災拠点であればそれを示す書面（防災計画書、協定書等）
●【リース契約等の場合】リース契約関係資料等 |

【提出方法】

応募書類は、電磁的方法もしくは書面にて公募期限内に下記の提出先に提出して下さい。

（電磁的方法による提出の場合）

- ・メール件名に「【カーポート 応募事業者名】 応募申請」と記載してください。
- ・提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスなどを利用するなどして提出してください。）。
- ・データを圧縮する場合は、zipファイルを使用してください。
- ・提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- ・電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。

（書面による提出の場合）

- ・応募書類を封書に入れ、宛名面に 応募事業者名 及び
「再生可能エネルギー事業者支援事業費 応募書類 在中」を
朱書きで明記してください。

【提出期間】

一次公募	3月18日（金）から4月28日（木）	17時必着
二次公募	5月9日（月）から5月31日（火）	17時必着
三次公募	6月6日（月）から6月30日（木）	17時必着
四次公募	7月6日（水）から7月29日（金）	17時必着

※ 予算額に達した場合は、それ以後の公募を行わないことがあります。

【提出先】

- ・電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：**shinshuho@eta.or.jp**

件名：【カーポート（R3）応募事業者名】 応募申請

- ・書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「再生可能エネルギー事業者支援事業費」担当宛

「再生可能エネルギー事業者支援事業費 応募書類在中」

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に以下の記入例のとおり事業者名及び事業名を記入してください。

また、メール本文の冒頭に、「カーポートについて」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（事業者名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【事業者名】カーポートについて

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第一グループ

お問合せメールアドレス：**shinshuho@eta.or.jp**

※回答には1週間程度要することもあります。

<お問い合わせ期間>

令和4年3月18日(金)～令和4年4月21日(木)

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

※2～4次公募のお問い合わせ期間は、協会ホームページに掲載いたします。

【圧縮記帳】

- ・ 所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。
- ・ 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

【消費税、地方消費税の取り扱い】

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。[「交付規程第4条第2項」](#)
ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合があります。**

〈変更履歴〉

- ・令和4年3月18日 公開
- ・令和4年5月09日 改正

「3.補助対象事業の選定」において、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備又は充電設備を導入する事業を優先採択することとしました。